

イクボス 目指しませんか？

◎イクボスとは？

イクボスとは、「イク（育児）」と「ボス（上司）」が合わさってできた造語です。「イクボス」とは、職場で共に働く部下のワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことのできるボス（上司）のことです。



◎イクボスが増えると…

職場にイクボスの上司がいたら、その下で働くワーキングマザーはもちろん、妊娠中のかた、これから結婚するかたや妊娠を希望しているかたにとって非常に働きやすい環境になるでしょう。また、近年は共働きの家庭も増え、男性が家事や育児に積極的に取り組みたいと思っても、残業が続いたり、休みが取りにくい環境だと、それを実行するのは難しくなります。女性にとっても男性にとってもイクボスの存在は非常に重要な存在になります。



◎あなたも明日からイクボス！

イクボス10か条の過半数を満たしていたら、あなたもイクボスです！ まずは自らがワークライフバランスを体験して、イクボスを目指してみたいはかがでしょうか？



イクボス10か条

- 1. 理解**
部下が、子育て・介護などのライフ（生活や人生）に時間を割くことへ、理解をしめしていること
- 2. 多様性**
ライフに時間を割いている部下を差別せず、多様性を生かした経営をしていること
- 3. 知識**
ライフのための社内制度（育児休暇など）や法律（労働法など）を、知っていること
- 4. 組織浸透**
所属している組織全体に、ライフを軽視せず積極的に時間を割くことを推奨し広めていること
- 5. 配慮**
部下のライフに大きく影響をおよぼす人事については、最大限の配慮をしていること
- 6. 業務**
育児休暇取得者などが出ても業務が滞らないよう、情報共有などの手段をとっていること
- 7. 時間捻出**
部下がライフの時間を取りやすいよう、会議や書類の削減、意思決定の迅速化などを進めていること
- 8. 経営目線**
自分の上司や人事などに対して、部下のライフを重視した経営をするよう、提言していること
- 9. 有言実行**
イクボスのいる組織や企業は、業績が向上するということを実証し、社会に広める努力をしていること
- 10. 自らワークライフバランス**
ボス自ら、仕事×私生活というワークライフバランスを重視し、楽しんでいること

※NPO法人ファザーリング・ジャパンの「イクボス10か条」をもとに作成

問合せ＝総務税務課 総務係 ☎76-1115

農地の賃借料情報について

農地法により、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう賃借料情報を広く提供することとなっています。

そこで、平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された農地の賃貸借の金額（10aあたりの年額）と件数、使用貸借の件数について、お知らせします。

農地を貸し借りされる際は、当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただくこととなります。

1. 賃貸借

①田（水稻）の部

	10aあたりの年額			件数
	平均額	最高額	最低額	
美里町全域	4,800円	9,000円	3,000円	268件

②畑（普通畑）の部

	10aあたりの年額			件数
	平均額	最高額	最低額	
美里町全域	4,400円	6,000円	3,000円	38件

2. 使用貸借（無償の貸借）

	田	畑	合計
美里町全域	59件	146件	205件

※平均値、最高額、最低額を算出するに当たり、平均に比べて著しく高額あるいは低額の賃借料の情報は、特殊な取引に係るデータとして集計から除いています。
※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg当たり12,000円に換算しています。
※平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

問合せ＝農業委員会事務局（農林商工課内） ☎76-5133

お引越しの際は 住所の異動手続きを忘れずに！

入学や就職などでお引越しをされるかたは、住所変更の手続きをお願いします。住民票の住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切なものです。忘れずに手続きをお願いします。



通知カード・マイナンバーカード（個人番号カード）の住所変更について

皆さまに送付しているマイナンバーの「通知カード」、身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」に記載されている住所は、常に最新のものにする必要があります。転入届、転居届の際は、新しい住所を追記しますのでカードをご持参ください。



海外への住所異動



海外勤務などで1年以上海外に滞在されるかた、また、生活の本拠地が海外に移るかたについても、転出（海外転出）の手続きをお願いします。

なお、海外転出後、一時的に日本に帰国し、数か月滞在後海外に戻られるかたについては、引き続き生活の本拠地が海外にあるため、転入の手続きは必要ありません。

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132